

## 1 - 1 調査の目的

### (1) 研究テーマ

東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態調査

### (2) 研究内容

本研究では、次に述べる『研究の必要性、研究内容、実施項目等、既存の研究成果との関係』に鑑みた研究を行うことを内容としている。

#### 研究の必要性

我が国は、模倣品の国際的流通の拡大等の理由から、特に被害の大きい東アジア諸国における産業財産権の権利執行の問題について、関心を高めている。しかし、権利執行制度の運用面に関する、情報は十分といえないものである。

産業財産権の権利執行には行政・司法・立法面での対応が存在するが、東アジア諸国における権利執行の方法は、行政主導・刑事司法中心というのが、一般的傾向であるとしてこれまで知られてきたところである。しかし、近時、東アジア諸国においても、産業財産権関連紛争を、行政・刑事司法中心ではなく、民事事件として裁判において処理するべきであるとの議論も高まっている。中国の統計資料によれば、産業財産権関連紛争の処理に際して、裁判所の民事司法手続を利用する傾向がここ数年の間、大幅に拡大していることが分かっている。

これらのことを踏まえ、我が国の産業が東アジア諸国に置いて、事業を展開する際に、産業財産権の保護について適切に対応するため、東アジア諸国における産業財産権関連紛争の裁判上の処理の実態がどのような状況にあるかについて、具体的な紛争事例を素材として調査し、学問的かつ実務的な視点から検討が必要とされる。

#### 研究内容

我が国の産業にとって重要な投資先である中国、韓国、タイ、インドネシア、台湾、ベトナム等の東アジア諸国での産業財産権が適切に保護されるべきという観点より、産業財産権関連紛争が、各国の裁判所においてどのように処理されているのか調査研究し、本研究を通じて、これらの国および地域における産業財産権制度の研究推進・研究者養成・研究者間のネットワーク構築を目指すものである。

そして、研究結果を有益な結論や提言を含む報告書としてまとめることとする。

具体的には、(1) 各国の裁判例を集積して分析することにより、各国の裁判例の傾向を考察する、(2) 各国の裁判所関係者や実務者等と共同で裁判上の処理の実態を調査し、裁判上の手続きを利用する上での問題点等について具体的に検証する、(3) 調査内容をテーマとしたアジアセミナーを開催し、多くの関係者と理解を共有する場を設ける、ことである。

### 実施項目等

- ・ 産業財産権の観点を柱に、研究を実施すること
- ・ 活動方針打ち合わせ、中間報告、最終調整（最終報告）を行うため、研究会（ワーキンググループ）は3回以上開催すること
- ・ 東アジア各国における裁判の実態をよりの確に把握するため、諸外国の研究機関、司法機関への訪問調査を実施すること
- ・ 本研究に関する公開セミナーを開催し、研究内容を広く一般へ普及・啓発するとともに研究者間のネットワーク構築につとめること
- ・ 訪問調査は、限られた予算と研究期間の中で効率的に実施すること
- ・ 研究成果は報告書の他、要約文にまとめること

### 既存の研究成果との関係

これまで東アジア諸国の産業財産権関連紛争の裁判例が我が国に紹介されることはそれほど多くなく、権威者による判例の体系的整理や傾向分析にも欠けている。

早稲田大学では、これまでの各国裁判所等との共同研究により、中国およびタイについて各300件の判例を英文にて保有し、またこうした紛争事例について体系的に整理しその傾向を分析することができる各国の学者や裁判所関係者等の専門家リソースを各国に豊富に有している。

本研究は収集した判例を分析し実態を調査研究するものであるが、このような研究はほとんど存在しない。

また、研究によって、東アジアにおける比較法の素材を提供することができ、東アジア地域における知的財産法学の発展に資する、アジアセミナーを開催することにより研究者間のネットワーク作りを促す、東アジアに展開する我が国の企業等に、専門家による実務上のアドバイスを含んだ現地の状況を正確に伝える情報が提供される、我が国企業における各国司法的処理制度へのアクセスがより容易になることで、産業財産権適切に保護される基礎作りとなる、諸外国の司法制度の現況をふまえた知財保護制度を設計することにより、我が国の知的財産の対外的取引の基盤を強化に寄与する、等が期待できるが、そのような効果を期待した研究もほとんど例がないと言える。



判例 DB 構築協定に締結合意し握手する  
高林龍教授と元 IP&IT 裁判所長官の  
パトラサック氏と IP&IT 裁判所関係者

## 1 - 2 調査概要

### (1) 調査対象国

本調査研究では、韓国、中国、台湾、ベトナム、タイ、インドネシアを対象として調査を実施した。

### (2) 調査の状況

異なる学部、他大学研究者、企業実務者等からなるワーキンググループを形成することにより、産業財産権の観点から多様な知見を得ることができた。ワーキンググループは計4回(2005年7月1日、10月13日、12月14日、2006年2月1日)開催した。このワーキンググループでは、それぞれ活動方針打ち合わせ、中間報告、最終調整を行った。

第1回のワーキンググループにおける討議により、東アジアにおける産業財産権関連紛争の裁判上の処理に関する実態を調査する上で重要と思われる10項目よりなる調査項目をとりまとめた。各ワーキンググループ委員は、かかる10項目の内容を調査するために、東アジア諸国の研究機関、司法機関に所属する有識者に対し、協議をしながらレポートを依頼するとともに、直接の海外訪問調査を実施し、10項目の内容に対するヒアリング内容も実施した。これらのレポートやヒアリングで得た知見については報告書に適宜盛り込んでいる。

本研究に関して、アジアセミナーと題する公開セミナーを2回開催した。第1回アジアセミナー(2005年10月12日・早稲田大学大隈会館)では、タイの中央知的財産国際貿易裁判所から4名の裁判官を招聘した。第2回アジアセミナー(2006年2月17日・弘済会館)では、中国から4名の学者(北京大学、人民大学、中山大学、清華大学)および1名の判事(上海高等法院)の計5名を招聘した。これらのすべての招聘者は、研究代表者が3年近くにわたる研究交流を背景に招聘したものであり、研究者間のネットワークの構築と強化につながった。各々のセミナーでは、学外から幅広い関係者が参加し、研究内容を広く一般へ普及・啓発することができた。

研究代表者のこれまでの研究者間のネットワークにより、海外訪問調査は限られた予算と研究期間のなかで、効率的に実施することができた。とりわけ、韓国、インドネシア、ベトナム、タイでは、各々の最高裁判所に訪問し、最高裁判事らに対するヒアリングの場と継続的な協議の場をもつことができたことは、今後の研究の展開にとって大きな意義があると思われる。

### (3) 研究成果の要約

各国の知的財産権関連紛争の解決に裁判が果たす役割は、他の国家機関との関連や裁判官あるいは訴訟代理人の資格などから始まって、様々な点でレベルの違いが顕著であるため、各別に調査をしたのではその結果が統一性のないものになってしまう危険性がある。そこで、私たちは初回の研究会で想定できる共通調査項目を挙げて、全体的な調査の統一性を図ることにした。

調査項目は以下の 10 点である。

知的財産関連紛争の処理に関する司法裁判所と行政機関との間の役割分担  
司法裁判所において知的財産関連紛争を処理する裁判官の専門性の程度  
司法裁判所において知的財産関連訴訟の訴訟代理人となる者の専門性の程度  
司法裁判所における知的財産権関連の民事訴訟、刑事訴訟、行政訴訟の割合  
司法裁判所における知的財産関連訴訟において争われる各知的財産権の割合  
司法裁判所において損害賠償を認定する場合の損害額の認定手法  
司法裁判所における知的財産権の有効性判断の可否とその限界  
司法裁判所において商標の類似性が争われる場合の判断手法  
司法裁判所における知的財産権の保護について注目されている問題や立法の予定  
司法裁判所において日本の企業や個人が当事者となる場合に留意すべき事項

それぞれの項目については、各国の協力者にカントリーレポートの執筆を依頼すると共に、各国を担当する委員が現地に赴いて協力者と共に現地調査を行って報告書を作成した。また、本プロジェクト資金を使用したタイ及び中国セミナーを開催したほか、他の資金を活用した韓国セミナーも開催して、3 カ国の学者や裁判官らから本研究テーマに関する詳細な報告書の提出を得て、多数の参加者の前で生の現場の声を聴く機会も得た。それぞれの国の調査の成果を要約することは困難であるので各論を参照して頂きたい、ここでは各国の特色だけを簡単に触れておく。

#### 【韓 国】

特許庁審決の取消訴訟を担当する特許法院と侵害訴訟を担当する裁判所が存在する二元体制が採られている。今回の対象国の中では知的財産保護法制が我が国と近いレベルにある国といえる。裁判官の専門性を補うための技術調査官や技術審理官がいることも我が国の裁判所調査官制度などと類似している。また、特許専門弁護士や弁理士制度もあり、弁理士は審決取消訴訟で訴訟代理人となるほか侵害訴訟においても弁護士に対する専門性を補助する役割を担っている。事件としては著作権関係や特許、商標関係が多く、知的財産紛争処理に民事訴訟の果す役割も高い。我が国の判例と近似する判例も多数存在する一方では、たとえば審決取消訴訟の審理範囲、侵害訴訟における無効判断の可否などの点では日本の判例と必ずしも一致しておらず比較法的に興味のあるところである。また、我が国が知財高裁を設立したことに伴って、現在審決取消訴訟のみを扱っている特許法院を我が国の知財高裁のように、侵害訴訟の控訴審も担当する裁判所として位置づけようとする法改正の動きもある。

#### 【中 国】

巨大な国中国ではあるが知的財産紛争処理の実態を知るためには特に北京、上海と広州が重要であるため、私たちもこの3カ所に着目して調査を進めた。中国では行政上の紛争処理のルートと司法上のルートの複線構造となっており、行政的手続きが多用される傾向が

あったが、次第に民事裁判による紛争解決に関心が高まっている。行政手続についてもその不服は最終的には行政訴訟で争える制度となっている。裁判官については知的財産権を扱う上での資格に格別のものはないし、また弁護士以外にも当事者の近親者や関連社会团体や所属組織から推薦された者などが訴訟代理人になれることになっており、知的財産権紛争を担当するための専門性は要求されていない。しかし、急速に専門裁判官や弁護士が増加している状況にある。6年間に結審した民事知的財産関係事件が38,000件余りである。行政訴訟としての権利無効再審案件などは1,600件ほどあるが、侵害訴訟において権利の有効性が判断できるという制度は採用されていない。損害賠償においては法定損害賠償(最高額50万元)で処理される案件が多いことが特色である。報告書にはアジアセミナーにおいて知的財産紛争処理について4名の著名な学者と1名の裁判官が行ったパネルディスカッションのテープ起しも収録しているので、是非参照して頂きたい。

### 【台湾】

台湾では、中国とは異なり、知的財産関連紛争は行政手続ではなく裁判手続で処理されることが多いが、裁判手続とはいえ民事裁判は少なく刑事裁判で処理される例が圧倒的に多い。これは民事損害賠償を刑事訴訟中で請求できるとの制度が採用されていることも一因のようである。台湾では従来の日本の司法試験制度と類似の法曹資格試験制度が採用されており、自然科学のバックグラウンドを持った者が法曹になるのは困難であって、裁判官などに自然科学のバックグラウンドを持った者は少ないのが現状である。これらのこともあって、現在、知的財産専門裁判所を設立して、より専門性の高い裁判官を養成するとともに、技術的事項の補助者として技術的審理官を配属する計画がある。事件としては、特許は少なく著作権と商標が多い。また、損害賠償として故意侵害による三倍賠償の制度のほか、商標権侵害においては1500個以下の侵害の場合に、500個から1500個の範囲内で侵害を擬制して賠償を認める特殊な法定損害賠償制度が導入されていることが注目される。あと、近時の話題としては、昨年末にタミフルに関する特許について強制実施権が設定されたことや、2003年に特許権侵害に対して刑事責任が課されなくなったという奇妙な制度が導入されたことが挙げられる。

### 【タイ】

タイの知的財産紛争の裁判上の処理の特色は、多数の専門的裁判官・補助裁判官が配属されたIP&IT裁判所の存在であり、最高裁にも知的財産専門部があることなど、国を挙げて知的財産保護に積極的に取り組んでいることである。一方では、取り扱う事件の大多数は刑事事件であり、とりわけ著作権と商標権関係事件が多数を占め、特許事件は極めて少ないのが現状である。民事事件で損害賠償が認められる例は、当事者の立証の不十分さもあってか、少ない。また、IP&IT裁判所や最高裁は知的財産権の有効性を判断する権限を有しており、権利取消しの効果には対世効があり、取消しを認めた裁判例も多数存在する。一方で、刑事事件に併せて民事損害賠償が請求できる制度が採用されている。しかし、たとえば著作権侵害の刑事裁判に併せて民事の損害賠償が請求された場合に、和解により訴追を免れることができるとされているため、罰則を免れるために高額の損害賠償に応じる和解が成立する例などが批判されており、現在制度改正が進んでいることにも注目してお

く必要がある。

#### 【インドネシア】

2002年に知的財産権に関する裁判制度の改革が行われ、各地方に知的財産権に特化した5つの裁判所が新設された。しかし、専門裁判所としての活動はこれからという段階であり、最高裁への上告制限はないため最高裁は51名の判事が大量の事件を処理しており、知的財産関係でも下級審判決の質が悪いこともあって上告審で破棄される例が多い。そのため、判例として価値あるものも最高裁判所以外ではほとんど存在しないのが現状である。民事事件としては商標関係事件がほとんどであるが、損害賠償を認定する規定が存在しないなど、損害賠償を得るために裁判を利用するという段階にはない。

#### 【ベトナム】

社会主義国であるベトナムでは知的財産紛争は行政機関で処理される場合が多い。刑事事件の処理も捜査機関主導で行われており、司法機関が民事及び刑事の知的財産紛争処理を担う体制の構築が急がれる状況にある。1998年以降でも知的財産関係民事事件は62件程度である。

研究代表者 高林 龍